

## 経済要録

### 国 内

◆手形市場における5、6ヶ月物の創設について

短資会社各社は、長期物取引に対する最近の市場ニーズの強まり等を背景に、6月17日以降、手形市場において現行の1～4ヶ月物に加え、5、6ヶ月物手形の取扱いを開始した。その要領は以下の通り。

1. 4～6ヶ月物手形の期日は応当日ベースとする(1～3ヶ月物は現行通り)。
2. 金利はその時々の出会いベースとし、短資会社は原則として4～6ヶ月物については毎日のレート気配を発表しない。

◆「国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律」、「昭和60年度財源確保法」および「産業投資特別会計法の一部を改正する法律」の成立について

6月24日、「国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律」、「昭和60年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」および「産業投資特別会計法の一部を改正する法律」の3法が成立(6月28日公布・施行)。3法の骨子は次のとおり。

① 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律

(短期国債の発行)

▽ 政府は、年度内に償還される借換国債(短期国債)を発行できること、およびその発行収入金、償還資金を歳入歳出外として取扱うこと。

(年度越前倒し発行)

▽ 政府は、翌年度における国債の整理または償還のため、予算をもって国会の議決を経た額(60年度の場合特別会計予算総則で1兆円と規定)を限度として借換国債を発行できること。

(日本たばこ産業株式会社および日本電信電話株式会社の株式の一部の帰属)

▽ 政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社の株式総数の2分の1に当たる株式および日本電信電話株式会社の株式総数の3分の2に当たる株

式を一般会計より無償で国債整理基金特別会計に所属替えすること。

② 60年度財源確保法

(特例国債の発行)

▽ 政府は建設国債のほかに60年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額(一般会計予算総則で5兆7,300億円と規定)の範囲内で特例国債を発行できること。

▽ 政府は60年度の歳入として特例国債を61年6月30日までの間に発行できること。

(定率繰入れ等の停止)

▽ 60年度においては、一般会計から国債整理基金特別会計への資金の繰入れ(定率繰入れおよび割引国債の発行価格差減額繰入れ)を行わないこと。

③ 産業投資特別会計法の一部を改正する法律

(日本たばこ産業株式会社および日本電信電話株式会社の株式の一部の帰属)

▽ 政府に無償譲渡された日本たばこ産業株式会社の株式総数の2分の1に当たる株式および日本電信電話株式会社の株式総数の3分の1に当たる株式を一般会計より無償で産業投資特別会計に所属替えすること。

◆在日外銀に対する国債窓販認可について

大蔵省は6月24日付で在日外銀6行<sup>(注)</sup>に対し、国債等公共債の窓販業務を認可(実施日は7月1日)。この結果、在日外銀については既往の認可先と合わせて15行が窓販業務を取扱うこととなった。

(注) セキュリティ・バンフィック、韓国外換、香港上海、パリ国立、ロイズ国際、バークレイズの6行。

◆長期国債等の応募者利回り引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、7月債より実施した(長期国債は7月1日、政府保証債、公募地方債は7月3日にそれぞれ決定)。

## 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.5	6.5
	発行価格(円)	99.25	98.75
	応募者利回(%)	6.624	6.708
政府保証債	表面利率(%)	6.6	6.6
	発行価格(円)	99.25	98.75
	応募者利回(%)	6.725	6.810
公募地方債	表面利率(%)	6.6	6.6
	発行価格(円)	99.25	98.75
	応募者利回(%)	6.725	6.810

## 割引国債の発行条件

		変更後	変更前
発行価格(円)		73.50	72.75
応募者利回(%)		6.351	6.569

## ◆事業債の応募者利回り引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し  
7月債から実施した(7月3日決定)。

## 事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	6.8	6.8
	発行価格(円)	99.25	98.75
	応募者利回(%)	6.914	6.991

## ◆割引国債の応募者利回り引下げ

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、7月債から実施した(7月1日決定)。